

東京都児童福祉審議会 第5回専門部会  
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

議事録

1 日時 令和元年7月30日(火) 17時30分～20時03分

2 場所 都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 施設の機能転換等について

(2) 児童相談所・一時保護所等の改革について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、磯谷副部会長、石川委員、鈴木委員、都留委員、西村委員、林委員  
藤井委員、宮島委員、武藤委員、横堀委員、渡邊委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

資料3-1 児童相談所・一時保護所等の改革

資料3-2 「東京都児童相談所一時保護要領(仮)」案の主な考え方について

資料4 専門部会開催スケジュール

資料集

開 会

午後5時30分

○玉岡育成支援課長 本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

はじめに、本日の出席状況ですが、オブザーバーの松原委員が欠席ということで御連絡をいただいております。少し遅れていらっしゃる委員がいらっしゃいますが、定足数は満たしておりますので、始めさせていただきます。

次に、お手元の配布資料の御確認をお願いいたします。

資料の1枚目、会議次第に配布資料の一覧を記載してございますとおり、本日は資料1から4、それと第5回部会の資料集を御用意しております。

その他に、参考といたしまして、前回部会までの参考資料、黄色のフラットファイルつづりを置かせていただいております。

また、本日、武藤委員から資料の提出がございましたので、あわせて配布をさせていただきます。

資料に過不足はございませんでしょうか。御確認をいただきまして、万一、資料の不足等がございましたら事務局にお声がけいただければと思います。

なお、黄色のフラットファイルの参考資料は、毎回事務局で机上に御用意いたしますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

本日の資料集につきましては、事前にお送りしております内容と同じでございますので、そのまま机上に置いていただければ、フラットファイルに綴じて次回の部会まで事務局で保管をさせていただきます。

本部会は、公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、この後の進行は柏女部会長をお願いしたいと思います。

○柏女部会長 皆さん、こんばんは。急に梅雨明けで暑い日がきて、御体調も調整しながらお集まりをいただきまして、本当にありがとうございました。

ただいまから、東京都児童福祉審議会第5回の専門部会を開催させていただきます。

今日は、議事次第にありますように「施設の機能転換等」と、「児童相談所・一時保護所等の改革について」の2つのテーマについて御審議をいただきたいと思っております。

それぞれ2つずつ検討項目がありますが、今日は2時間半ということですので、それぞ

れの検討項目について30分ぐらいずつ時間を区切って御意見を頂戴して、最後に全体を通して御意見を頂戴するという流れで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1つ目のテーマ、「施設の機能転換等」についてです。これは前回、一部御審議いただいておりますので、今日は前回から持ち越した分の「多機能化の方向性」と、「自立支援策の充実」、この2つの項目について御審議いただくこととなります。事務局で一括して、説明をお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 それでは、資料2「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」をご覧ください。

まず、「多機能化の方向性について」でございます。こちらは、前回の御指摘を踏まえまして、改めて記載の充実をいたしましたものでございます。

最初に1つ目の「○」の「里親支援」ですが、里親支援専門相談員については、こちらの資料にありますように全施設の7割に配置が進んでおります。業務として、入所している児童の里親委託の促進、里親になる方と児童との交流支援、委託後のアフターケアを行うほか、地域の里親に対するフォローアップ、定期巡回、相談援助などが増えてきておりまして、ここにありますように里親支援専門相談員の負担が増加しているため、右側の方向性のほうに書かせていただいておりますが、今後は配置策の検討ですとか、フォスタリング機関との役割分担等の整理をしていきたいと存じております。

次に、2つ目の「○」の「地域支援」でございますけれども、こちらでは小規模地域分散化が進んだ後の施設の活用といたしまして、施設のノウハウを生かした在宅支援などの機能強化の検討をしていきたいと存じております。

また、3つ目の「○」の「一時保護委託」でございますけれども、こちらは特に乳児院を中心といたしまして、乳幼児を緊急で受け入れるセーフティネットとして受入体制の確保等に向けた検討を行ってまいりたいと存じます。

次に、新たな検討項目で「自立支援策の充実について」でございます。こちらは、施設種別ごとに整理をしております。

まず、1つ目の「○」の児童養護施設ですけれども、自立支援コーディネーターの取組を挙げております。これは、施設を退所した児童が自立し、安定した生活を送ることができるよう、入所中から就労、あるいは進学に向けた支援を行いまして、退所後も継続して相談支援を行う専任職員を配置しているものでございますが、こちらにございますように、

現在64施設のうち56施設で合計63人の自立支援コーディネーターが配置されているところでございます。

2つ目の「・」にあります、平成27年度に実施いたしました児童養護施設等退所者等調査でも、自立支援コーディネーターの配置がその児童の支えにプラスになっているという結果が出ておりますが、一方で3つ目の「・」以降にありますような費用的な支援の課題、あるいは業務量の増加などが現状としてございます。

そのため、右側になりますけれども、今後の方向性として、アフターケアの充実、自立支援コーディネーターの複数配置を後押しするような支援が必要かと考えております。

続きまして、2枚目をご覧ください。児童自立支援施設でございますけれども、こちらの施設は、主に非行行為を行うあるいは行うおそれのある児童、その他、家庭環境等の理由により生活指導が必要な児童が入所をしている施設でございます、都内に都立の施設が2か所ございます。

主に小学生の高学年から中学生を対象としているところでございますが、2つ目の「・」にありますように、児童自立支援施設を退所後、高校等に進学した方は92.7%にのぼりますけれども、そのうち3割が中途退学をしております、高校への定着を図る取組等を行っているところでございます。

次に、自立援助ホームでございますけれども、こちらは、義務教育を終えた児童養護施設対象児童などが入居するホームでございます、就労や通学をしながら自立に向けた支援を受けるものです。

2つ目の「・」、3つ目の「・」にございますように、さまざまな困難や、これまで施設などで適切な支援を受ける機会がなく、生活基盤が整っていない入所者も多いことから、多大な支援が必要である一方、その下にありますように、国の職員配置基準では1人体制の時間帯が多くならざるを得ないなどの状況がございます。

また、東京都では、入居中から退居後も含めた就労定着のための支援を行うジョブ・トレナー制度を設けまして、今年度は18か所ある全ての自立援助ホームに配置がなされたところですが、非常勤のため、支援できる日や時間の制約も大きいという現状がございます。

こうした状況を踏まえまして、右側の今後の方向性にありますように、自立援助ホームの制度周知はもちろん、支援策などの充実が必要と考えております。

最後に、全ての施設の共通事項でございますけれども、児童養護施設退所者に対しまし

では、もとの施設だけではなく、相談や居場所の提供、就労サポートのための事業として、ふらっとホームですとか、就業支援事業を行っておりますが、そういった情報が必ずしも十分届いていない場合があることや、例えば経済的な困難、あるいは障害を抱えているなど、さまざまな困難な課題のある退所者に対する支援も重要と考えておまして、右側の今後の方向性にありますように、支援策の周知ですとか関係機関の連携に努めてまいりたいと思っております。

資料2の説明は以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。関連してこの資料集などもありますので、随時見ていただきながら御意見を頂戴できればと思います。

それでは、1つ目の検討項目、「多機能化の方向性」についてのところは前回も少し取り上げておりますので、少し時間を短くさせていただいて、おおよそ20分ぐらい、御意見を頂戴できればと思います。どなたからでも結構です。何かございましたら、お願いしたいと思っております。

では、武藤委員をお願いします。

○武藤委員 それでは、多機能化のことについて、東京都社会福祉協議会の児童部会のほうで検討してきた内容も含めてお話をさせていただきたいと思っております。

私が提出した資料の50ページを開けていただきたいと思います。ここに、東京都にある児童養護施設の入退所児童の12年間のデータを出しています。約3,000名の子供たちが今、児童養護施設に入所していますけれども、これを見てわかるとおり、年齢構成としては非常に高齢児化しているということがお分かりになると思っております。以前は小学生が中心だったものが、今は中高生が増えてきているというようなデータでございます。

また、54ページに入所時に子供が抱える問題ということでデータがございますが、虐待を受けた子供たち、情緒に非常に問題を抱えているような子供たちの入所が増えているということがわかると思っております。

こういうデータから見てもわかるとおり、社会的養護、とりわけ児童養護施設に入ってくる子供たちの年齢が高い傾向にあって、しかもいろいろな課題を抱えている子供たちが多くなってきていて、とりわけ全国の調査からすると、東京都は一般的に言うとケアニーズが非常に高い子供たちが入所してきているという状況になりますので、この多機能化・機能転換という言い方をしていますけれども、私からすると機能転換の前に機能強化をしっかりとすることが必要なのではないかと考えています。この機能強化というところについ

ては、今後、東京都でも力を入れていかなければいけない課題なのではないかなと思って  
います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

では、林委員お願いします。

○林委員 まず、フォスタリング機関についてなのですが、これはフォスタリング機  
関事業を受託した機関というよりは、里親支援機関をこういうふう呼びかえたというふ  
うに理解してよろしいでしょうか。

前回も出ておりましたが、児童相談所と児童養護施設のフォスタリング業務に関する役  
割分担というよりは、包括的な支援事業を施設も受託すべきではないか。そういう方向性  
も検討する必要があるのではないか。それを、かつての養育家庭センターが廃止に至っ  
た経過等を踏まえて、新たな包括的な支援事業を受託する民間機関の意義とか、なぜ民間  
機関が全部委託でなければならないのかということを含めてきちんと合意をした上で、こ  
れまでの部分的な委託ではなくて、包括的な支援体制を検討するということが必要と考  
えます。後の一時保護のこととも関連するのですが、児童養護施設も乳児院もいっぱ  
いの状況で一時保護委託先がないということ踏まえると、高齢児を含めた受託先とい  
うのがどうしても必要なわけで、そこをもう少しこ入れする上で、このフォスタリング機  
関の書きぶりをもうちょっと強調していただいたほうがいいのではないかという意見です。  
以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

今の林委員の御意見を踏まえて、武藤委員にお聞きしたいのですが、林委員がお  
っしゃるのは、部分的に受託するだけではあまり意味がないので、やはり包括的な委託を  
児童養護施設なり、あるいは乳児院なりがしていく必要がある。

そうすると、今、武藤委員のお話だと、いや、そんな余裕はないよ、高機能化のほうが  
大事だよという話で、東京都はその児童養護施設や乳児院にフォスタリングをかなり期待  
したいという意見が前回、藤井委員からも出ていましたけれども、そこはどうなのでしょ  
うか。

○武藤委員 多機能化・高機能化も含めてですけれども、児童養護施設が今後包括的な支援  
という部分を担っていかなければいけないのではないかなと思っています。

ですので、地域支援もさることながら、アフターケア、自立支援、それから里親支援と  
いうのでしょうか。そういうことも含めて、広範なニーズに対応できるような機能強化を

していかなければいけないのではないかと考えています。

前回お話ししたように、児童養護施設もこのフォスタリング機関をぜひやりたいという  
ような法人だとか施設が結構出てきておりますので、そういう議論を深めながら、そのニ  
ーズに対応できるようにやっていく必要があるのではないかと考えています。

○柏女部会長 わかりました。では、児童養護施設はそのフォスタリング機能を受託して包  
括的に支援していくことについて、否定的ではないということによろしいでしょうか。

○武藤委員 はい。包括的支援が出来るシステムが必要だと考えております。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。他は、意見はいかがでしょうか。

では、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 2点ございます。まず、里親支援ということで、私も施設に包括的なフォスタ  
リング機能をちゃんと果たす担い手になってほしいという期待は持っていて、それは大事  
なことだと思いますが、もう一つ、フォスタリング機関にならない施設の里親支援とい  
うのはどうあるべきなのかというのがやはりわかりにくい部分がある。担い手、支え手が多  
くなって、それぞれが何を担えるかがすごくわかりにくくなっているもので、場合によっ  
ては包括的なフォスタリング機関じゃない施設についてはむしろ役割を限定して、例えば実  
親との面会交流の主な担い手になるとか、短い時間だけでは議論し切れないと思うので  
すけれども、役割の明確化が必要ではないかという意見を申し上げたいと思います。

2つ目は一時保護のことですけれども、やはり児童相談所の一時保護所だけでは担い切  
れないし、里親とか施設、あるいはその他の担い手も開拓しなければいけないと思うの  
ですけれども、一方で、そうなった場合、保護する場所が分散するので、児童福祉司と子  
供との距離が非常に離れてしまいます。子供は、自分が今後どうなるのか見えないことが  
一番の不安だというようなことも語られていますので、それをどう解消していくかとい  
うことの仕組みを考える必要があるのではないかと考えています。

アセスメントにもかかわることだと思いますけれども、アセスメント機能とか、児童福  
祉司と子供の距離をどう近くして見通しを持った支援をしていくのか。この辺りは、やは  
り考えなければいけないと思います。

○柏女部会長 一時保護については、後半のところでは一時保護のあり方について審議する時  
間がありますけれども、一時保護委託のことについても関連してくると思いますので、そ  
こで議論したいと思います。他はどうでしょうか。

では、藤井委員お願いします。

○藤井委員 1つは、短期的な課題、短期的な方向性として、里親支援の今後の方向性の下線部分に「里親支援専門相談員や乳児院に配置できる里親交流支援員の安定的な配置、交流機能の強化に向けた方策の検討」と書いていただいていますけれども、これはまさに当面の対応としては私も必要だと思いますので、それこそ1つの施設に複数の里親支援専門相談員を配置することもあり得ると思いますし、そういったことも含めて、ぜひ御検討いただければありがたいと思います。

その上で、従来から申し上げていますとおり、包括的に里親関連の業務をやっていただけるようなフォスタリング機関を設置していただきたいというのは私ども東京養育家庭の会の願いでありますけれども、もう一つ下線で加えていただいた「フォスタリング機関の配置に向けた児童相談所と実施機関の役割分担等の整理」という項目は、先ほどから、林委員、あるいは宮島委員がおっしゃっていただいたようなある種のシステム論とか、役割分担ですね。児童相談所、あるいは施設といいましても宮島委員もおっしゃったように、もしかしたら包括的に受託する施設と、そうでなくて一部だけを担うような施設というような役割分担、ある種、階層的なシステムを組むというようなやり方も確かにあるのかもわかりません。

これは確認なのですけれども、そういうことも含めてこの項目で検討、議論いただけるものと考えてよろしいのでしょうか。

○柏女部会長 事務局、いかがですか。

○玉岡育成支援課長 前回、図柄としても示させていただいているところですが、養育家庭センターのお話も含めて、改めてそこは踏まえながら検討をしていきたいということで、養育家庭センターについては部会長のほうからお話がありましたので、今回資料集にはついていますが、そういったものも踏まえて改めてちょっと紹介させていただきます。資料集の1ページに養育家庭センターについて資料がありますが、3の廃止に至った経緯という項目の中で「養育家庭センターと児童相談所とで業務がすみ分けられなくなった」、あるいは「児童相談所側の養育家庭への関わりが薄くなった」等の反省点があったということもあります。

そういうことも踏まえながら、基本的にそれをどうやったら包括的なフォスタリング機能を担えるのかということを考えながらも、一方でどういう役割分担であっても、最終的に措置をするのは児童相談所になりますので、児童相談所とフォスタリング機関がしっかりと情報共有を行いながら、齟齬がないように対応していきたいということで、こちらに

掲げさせていただいております。

○藤井委員 ありがとうございます。そうすると、今日出たような意見も含めて、どんなシステム、どんな役割分担でやるかということはこの項目で御検討いただけるというふうに理解させていただきませうけれども、その上で、今、御紹介いただきました養育家庭センターについて、資料集の2ページから4ページにある数年前のヒアリング記録にざっと目を通させていただきましたけれども、改めて当時の状況をこうやって整理させていただきますと、私どもの今のニーズに結構マッチしているようなところがあります。率直に申し上げて、まさにこういう支援をしていただければ、本当にありがたいと思わせられるものがございます。

ただ、一方で、先ほども御紹介いただいたような1ページにあります「廃止に至った経緯」のところでもいくつか課題が出ていた。これは、私ども東京養育家庭の会の中でも、やはり当時の養育家庭センター時代を振り返って、こういうところがうまくいっていなかったというようなところも実際にあったという声もよくお聞きします。もちろん、一方で、非常にうまくいっていたのというような声があることも間違いないです。

そういう意味では、地域によって、施設によって、かなり状況が違っていたということもあるのかなと思うのですけれども、いずれにしても、ここに記していただいているような当時の課題というか、問題点みたいなことは、おそらく現時点での児童相談所なり、あるいは施設の皆さんの実力みたいなものを踏まえれば、私は結構クリアしていきけるのではないかと考えていますので、決して養育家庭センターをまた復活させるとか、そういうことではなくて、全く新しいフォスタリング機関をつくっていくのだという意気込みで、前向きにこの課題に取り組んでいただければありがたいと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、都留委員お願いします。

○都留委員 ありがとうございます。私のほうは、フォスタリング機関の部分が、いずれにしてももう来年4月以降から新しい形になっていくのだろうと思いつつも、多分2年先、3年先とか5年先の部分もある程度整理をしておかなければいけないのではないかと考えておまして、次回の10月、11月のところである程度決まっていくというようなことであれば、今のチーム養育というところを中心にやっている部分を全く変えるというようなことはおそろくないだろうと思うのですけれども、そこを中心にしながら、役割分担という部分をより細かく提示していかないと難しいだろうなと思っておられますので、ぜひこ

この部分は現状やっている渡邊委員のところや、私たち二葉乳児院であるとか、日本臨床心理士会であるとか、現状でやっているところとの話し合いをよくやっていただきながら進めていただければと思っております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

渡邊委員、どうですか。

○渡邊委員 当面の間、養育をされている御家庭の支援と、それから包括的に5年後、10年後、東京都のこれからの家庭養育というものを形づくっていくための事業と、おそらく後者はフォスタリング事業のほうになってくるのかと思います。それについて、宮島委員が「これは本当にじっくり話をするべきことだ」というようなニュアンスの発言をされたかと思います。

これは改めて、例えば児童相談所等の役割とか、あるいは都留委員がおっしゃった今やっておられるチーム養育体制とのかかわりだとか、そういったことは次回、10月開催予定の第6回で改めて深く議論するというのでいいのですよね。そこだけ、確認をさせていただきたいと思いました。

○柏女部会長 10月の部会は、現段階の予定で結構ですので、どういう内容になりますでしょうか。

○玉岡育成支援課長 まず、庁内的には来年度の予算要求作業というものもありますので、これまでにいただいた意見を踏まえて、ある程度、軸みたいなものは固めていかななくてはならないです。

我々としても、いきなり完成形で出せるものとは思ってなくて、今お話にありました5年後、10年後先も含めて、児童相談所のほうともよく意見調整をしながら、モデル的に、どうやっていくのかというのをまず考えていくことになるのかなと思います。

ですので、10月の時点ではどこまでそういったものも含めてお出しできるかはわからないのですが、今よりもう少し具体的なイメージをお示ししながら、その中で改めて御意見をいただくことになるのかなと思います。

○柏女部会長 それを踏まえて、渡邊委員いかがですか。

○渡邊委員 ということは、例えば一委員として、それに向けて何か意見を述べたい場合は、電子メールか何かで個別に意見を出すということは許されるのでしょうか。あるいは、軸をつくるというお話でしたので、そこはもう事務局にお任せして、それに対して御意見を述べるという形でしょうか。

○玉岡育成支援課長 予算要求作業について、個別に御意見をいただくということは想定していないのですが、あくまでも今回、私どもとしてこの場でもう少し大局的なお立場に立って御議論いただいているものかと思っておりますので、もし今回まだ言い足りないとか、あるいはもう少し深いところで御意見があるということであれば、それは別途、部会長とも調整をさせていただきながら、御意見として承るというところで整理させていただければと思います。

○柏女部会長 よろしいですか。今回は一巡する形になりますので、この後、今日終わってから日にちをちょっと区切った上で、皆様から追加の御意見があればメール等でいただくということは考えてはおりましたので、後で事務局のほうと詰めたいと思います。よろしいですか。

では、藤井委員お願いします。

○藤井委員 今のお話で、予算要求とか、あるいはモデル事業とか、もちろんそういう方向に特段異論はないのですが、以前申し上げたことの繰り返しですが、今回は計画をつくろうというところの議論で、以前のお話ですと、その計画というのは10年タームのものだったのですよね。

ですから、そこは計画の中に盛り込むべき事項ということで議論をするのであれば、今ここで出ているようなフォスタリング機関を5年後、10年後、どうしていくかというところは、少なくとも構想としては何か盛り込んでいただかないと、10年たってもフォスタリング機関が全然できないということではちょっとつらいです。

そこで、やはり5年、10年のタームで、10年後にどんな姿の社会的養護を東京都で実現するかという視点でぜひ御検討いただければありがたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

他はよろしければ、次に移りたいと思いますけれども、いずれにしても児童養護施設や乳児院がこのフォスタリングにどこまでかかわれるのか、その覚悟がないと先に進まない。キーアセット等、民間のNPOの包括的なフォスタリング機関があったとしても、それはいわばモデルであって、一般化されるわけではないので、そういう意味では児童養護施設がそのフォスタリングの機能を包括的に受託する。つまり、里親の開拓から始めていけるだけの覚悟があるのかということが、一番大事な点になってくるかと思えます。

それを確認した上で、今後、いくつかの児童養護施設でモデル実施をしてみて、そしてその成果を見ながら児童相談所との役割分担の話とかをしていくという流れになってい

く。全部の児童養護施設や乳児院が包括的な里親支援機関、フォスターリング機関になるとは限らないわけで、その機能の一部だけ受託するところも出てくるだろう。それはそういう感じですけども、今出てきたイメージとしてはそんなところかと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、次の検討項目である「自立支援策の充実」について30分ほどですが、御意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、宮島委員。

○宮島委員 東京都は、自立支援コーディネーターを各施設に配置して、その実践の蓄積を共有して、さらに報告書にまとめて発信しておられる。これはすごいことだと思いますし、財政力のある東京都が取り組んでいるものが全国を引っ張っていくというふうに期待しています。今後も、充実していただきたいと思っております。

その上で、1つ、子供の分野で丁寧にやる部分だけでなく、次に引き継ぐ部分もすごく大事にしないといけないのではないかと考えています。里親も実家機能というようなことを言われていますけれども、ずっと子供の分野で抱えることがかえって障害福祉のサービスにつながることを妨げたり、あるいは医療につながることを妨げたり、むしろ公的扶助でちゃんと安定した生活をつくっていく住宅支援とか女性相談につなげていく。

充実させるということは、全部抱えることではなくて、そちらにきちんとつなげて、しかも子供時代の何年かを過ごしたところとしてこちらもかかわっていくということが必要かと思います。

例えば、都内で施設の管理者の方が命を落としたという残念な事件がありましたが、あの事案などは医療と早く適切につながるということが重要だったのではないかとこのように改めて思いますので、抱えることと、次に引き継ぐことのバランスということをぜひとも考えて進めていく必要があると、そういうふうに申し上げたいと思います。

○柏女部会長 とても大切な御意見ではないかと思えます。ありがとうございました。他はいかがでしょう。

では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 私が提出した資料の27ページをお開きいただきたいと思えます。ここに、自立支援の強化策ということで、さまざまな現場の人たちの意見もいただきながらまとめさせていただいています。

今、児童養護施設では18歳で社会に出るという子供たちが多いのですけれども、18

歳で社会的自立ができるかという、虐待を受けた子供たちだとか、さまざまな課題を抱えた子供たちがいて、なかなか社会的自立ができないという状況であります。

せめて20歳ぐらいまで、いわゆる措置延長ということで、先ほど出ていたように医療や別の福祉施策に結びつけなければいけないような子供たちが多くなっておりまして、また、国のほうで社会的養護自立支援事業というものを2年前に創設をしまして、22歳まで支援ができるというような取組も一部進んでいるのですが、東京都では措置延長とか、それから22歳までの社会的養護自立支援事業というものが非常に限定的にしか認められていない現状があります。

地方では、措置延長というのは今、非常に多くなってきているんですね。

でも、東京都は施設がいっぱいな状況ですから、ずっと大きい子供たちを施設で抱えるのは難しいということで、具体的な自立支援策がそんなに進んでいないという実態があります。ですので、資料の27ページにも書きましたけれども、さまざまな工夫をしながら社会的自立を促すような取組をしなければいけないのではないかと考えております。

ここにも提言として書かせていただきましたが、従来の定員を超えての措置延長とか、それから社会的養護自立支援事業をもう少し東京で使いやすくするとか、それらを含めてアイデアというか、方策が必要だと非常に考えております。

それから、もう一点は自立援助ホームのことです。先ほどから、自立援助ホームのことに関してもいくつかまとめていただいておりますけれども、27ページの後段から29ページにいくつか提言をまとめております。

自立援助ホームの役割は非常に大きいのですが、体制整備が非常に貧弱な状況から、なかなか運営体制も大変という状況であります。運営体制については国のほうにもいろいろ要望はしているのですが、なかなか難しいということなので、資料に提言で4点ほど書かせていただきましたが、今後の自立援助ホームの新たな展開のあり方ということに関しては、もう少し東京都として力を入れていいのではないかと考えていまして、参考にさせていただけるといいかなと思います。

それから、自立支援コーディネーターの件です。本日、事務局のほうで資料を配布していただいておりますけれども、私からすると10年前の東京都の自立支援アフターケアのあり方と比べて、近年、自立支援コーディネーターを配置して、どの施設も最低3年から5年ぐらい、退所した子供たちの支援を本当にできるようになってきているんですね。そういう点では、東京都が自立支援コーディネーターを配置して、非常に今、専門職を中心

にしながら進めているということが、子供たちにとってとてもいい影響が出ているような気がします。

でも、いくつかやはり弱点があって、先ほどお話があったようにどこまでアフターケアをやるかというところ、それからやればやるほどお金がかかってしまうという部分があって、標準的なあり方みたいなものをある程度示しつつ、示してもなかなかそうはいかないとは思いますが、そういう制度化をもう少し進捗させなければ、なかなかこれ以上は進めないのかなと思っています。

自立支援コーディネーターを2名配置している施設が6施設ほどあるのですが、この施設でも結構いっぱいばいの状況ということなので、やればやるほど結構大変な状況になるのですが、それが結果的には子供たちの先々の安定だとか、それから貧困だとか虐待の連鎖を食いとめるという意味も含めてとても有効な配置になっていますので、今後ともその拡充策についてぜひやっていただきたいと思っています。

最後に、29ページの下にアフターケア事業ということで、「日向ぼっこサロン」だとか「ゆずりは」が中心になりながらアフターケア事業を今、地域生活支援事業、俗に言う「ふらっとホーム」でやっているのですが、ここもすごくやっつけながら体制が非常に不安定で、これも長続きするためにはそれなりの職員体制の強化という部分が必要ではないかということで提案をさせていただきました。

少し長くなりましたけれども、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。現場で御議論いただいた内容をもとに、貴重な御提言をいただきました。他はどうでしょうか。

では、藤井委員をお願いします。

○藤井委員 それでは、2点申し上げたいと思います。

1つは、施設の自立支援コーディネーターにつきましてです。施設の方々には私ども里親としても時々お伺いすることがありますけれども、例えば奨学金などのいろいろな情報をきちんと整理されてお持ちですし、私たち里親よりもやはりノウハウとか経験値も高いところがありますので、養育家庭も自立支援コーディネーターに支援をしていただければ大変ありがたいと思っておりますので、ぜひ制度としての拡充をお願いできればありがたいと思っております。それが1点です。

2つ目は、先ほど宮島委員それから武藤委員がおっしゃったこととほぼ同じなのですが、私ども里親もアフターケアという意味ではどこまでやれるのかというのは常に悩

みながらやっています。アフターケアとして子供たちを適宜支えていくことで、何とか自立できているうちはいいのですけれども、例えば崩れてしまって、ひとり暮らしはしているのですが、そのひとり暮らしの部屋に引きこもったりしたような場合、どういうふう生きる力を取り戻していくか、どういうふうな支援をしていったらいいかというようなところで、体制とか手段というのがないというふう感じざるを得ないような場面に私自身も含めて直面することが多々あります。

どうしたらいいかというのはすごく難しい問題で、今の制度の枠組みの中できれいな解決策はなかなか見つからないところではあるのですけれども、自立援助ホームの拡充などは1つの手段ではあるのですが、そういう子供たちというのは自分から自立援助ホームにやって来るということはまずないので、何かアウトリーチで支援できるような体制が必要なのではないかと思います。

ですから、とりあえず思いつくのは、せめて自立する前の段階で、自立して大人になっている課題を抱えたときに、大人の相談窓口ということになるのでしょうかけれども、先ほどの「ふらっとホーム」であれ、あるいはもしかしたら制度としては生活困窮者支援の窓口とか、場合によっては生活保護の窓口も使えるのかもしれませんが。

こういうところが窓口としてある、支援者としているということ、その子供たちが自立する前の段階から情報提供をして、実際にそこに児童相談所の皆さんも何かしらの引き継ぎをしていただくのと同時に、本人もきっちり顔合わせをして、あまり心理的なバリアなく相談に行けるような仕組みになっていけばいいのかなというふうに普段思ったりしますので、そういった仕組みの検討も必要ではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、横堀委員どうぞ。

○横堀委員 私が申し上げようと思っていましたことは、今、藤井委員のほうからかなり言っていたいただきましたが、少し申し上げたいと思います。

今日お配りいただきました、第5回の資料集6ページにも「自立支援強化事業の概要」としてまとめてくださっている資料があります。この資料の右下に「現場から寄せられる声」があります。その最後に先ほど藤井委員もおっしゃいましたが、里親・里子に対する支援の中で委託児童への自立支援が乏しいこと、その拡充が必要と書かれています。

里親委託の後、ケースワークとしてさまざまなアプローチを児童相談所は手がけられませんが、自立支援が本格的に必要な時期を迎えて初めて関係者がやっと動き始めるな

ど、前々からこういう課題はこのお子さんについては必要な取り組みがあったことをわかっていただろうに、なぜ慌てて18歳間近に取り組み始めるのかといったケースにも私自身出会ってきました。高年齢児になり具体的に18歳以後を考える必要のある時期に至って、さあ個別の取り組みや支援を始めようというのでは遅いと思われます。こうしたケースに出会っていきますと、児童相談所がどう主導的にケースワークを担うかが再び問われていると思います。このことは、先ほどから話に出ています、施設機能を今後どうしていくか、フォスタリング機能に何を期待するか、フォスタリング機関をどう設置していくかということと抱き合わせの課題だと考えます。里親家庭における自立支援を担うのは誰なのか、また、18歳を超えてさらに支援が必要な場合どうしていくかという点の整理と、実際に誰がそれを担うのか、担当者の再確認が必要ではないかと思っております。

もう一つは自立援助ホームのことです。本日の資料2の2ページ目ですね。ここの自立援助ホームの「○」の「・」の2つ目、3つ目に書いてあることです。入所者が自立援助ホームに入所となる前からの養育のつながりを考えてみます。例えば里親家庭や児童養護施設で養育されていた、しかし、なかなか自立の形が見えてこない、あるいはすぐには自立に至らない。さまざまな課題や困難を抱えて、措置変更で自立援助ホームに入所する入所者が多くいると思います。

まずは生活支援が必要で、その安定がないとなかなか就労支援までたどり着かない。いきなり仕事の安定ではなく、少しずつそれぞれのかたちで自立に向けて試みを重ねていく入所者もおります。資料にも言葉として「多大な時間と労力を要する」とありますけれども、本当にそのとおりだと思います。15歳からの養育の難しさを実際に垣間見ることがあります。

自立援助ホーム入所の前段階の養育の中でもなかなか安定に結びつかなかった子供が、15歳以降の年齢になって、もう一度違う生活の場で、安定を築きながら、新たな職員との間で自立を目指していくというのは大いに困難であることが、この報告からも、現状からも酌み上げるところがあります。そこで、自立支援のメニューをどうするかという点だけでなく、既にある拠点としての自立援助ホームの体制整備を検討することは重要ではないかと思えます。

それから、自立支援コーディネーターの複数配置には賛成です。男女ともに配置されることも必要だと思います。また、その方たちがアフターケアも含めた多様な自立支援の活動をしやすくするために、まだ費用の支弁の課題もあると思います。都外施設もあります

し、自立していった子供たちがさまざまな地域に散っているということもありますので、費用面もより充実を図りながら、自立支援コーディネーターが、その専門性と機能をより生かしていけるように充実させていくことが必要だと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 ほとんどお2人の委員と同じことを言うような気がするのですが、今日の議論というのは児童養護のほうから就労支援とか自立支援というものをどう拡大していくかという議論なのですが、私の観点から言うとそれはそれで大変結構なことなのでどんどんやるべきだと思うのですが、若者の就労支援とか自立支援という観点で言うと、他制度は結構進んでいるんですね。

例えば、生活保護のほうではこの10年ぐらいでものすごく若者の就労喚起とか、そういうプログラムを含めて自立支援プログラムなども進んでいますし、そのためのいろいろなコーディネーターなどもおります。それから、生活保護ということではなくても、さまざまな課題を抱える生活困窮者への支援もあるので、そこの制度も使えるのではないかなと思うのです。

それから、純粋に生活困窮者ではない若者の就労支援というのも、国の政策を含めて相当いろいろなプログラムがあって、ハローワークも結構、一緒にやったりしていますよね。もちろん児童養護というのは特殊ないろいろな御事情があるのですが、むしろ何かそちらの他制度のプログラムの中にいろいろな子供の事情みたいなものを逆に説明するという形で、他制度をもっと利用できないかと、そういう観点があってもいいのかなと思うのです。

同じ行政機関ですから、情報の共有みたいなものはむしろやりやすいはずなので、あまり縦割りじゃなくてそこを何かつないで、むしろ若者支援はハローワークなどに力を入れてやっています、若者に特化したような支援者がいたりしますので、そのリソースをもっと使うような発想というのもあっていいのではないかなと思っています。

○柏女部会長 ありがとうございます。

同じような意見で、私も大学で社会的養護のもとを単立した若者たちの支援をやっていて、合計20名ぐらいになっているのではないかなと思いますが、やはり続けていくと、卒業してからもずっとかかわっていかねばいけない人たちがいて、その人たちを見つけると、やはりそういう若者たちのためのサービスというのは本当にたくさんできてきてい

るなど、そこに誰か搬送者がいて、そしてつなげていくということがとても大事で、そこが抜けているなという感じがしています。

そういう意味では、今おっしゃった若者たちのためのさまざまなサービスのところに、この社会的養護の人たちがどうやって理解を広げてつないでいくか。そこのところがポイントになるかと思っています。

ありがとうございました。他はどうでしょうか。

では、林委員お願いします。

○林委員 繰り返しになるのですけれども、最近、里親委託解除後の子供の孤立化ということがあるかと思います。先ほども出ていましたように、実家のようにならない子供たちがいたり、あるいは里親として応じ切れないニーズの要求というものがあったり、以前のこの部会のヒアリングで里親委託を解除された方からお聞きした話を総合すると、やはり一つはお金の問題、もう一つは精神的な課題だと思うのですね。

そこを、施設の高機能化がどこまで貢献できるかわからないのですけれども、やはり社会に出ていくための精神的な準備の部分も含めて、施設のチーム養育の中で自施設の子供だけではなくて、里親委託の子供を含めて一定のエビデンスの高いケアを提供するとか、そういうチーム養育の中で高機能化ということと絡めて子供たちの精神面をサポートしていくということも必要ではないかと思いました。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。かなり多様な御意見を出していただきましたので、また参考にしていただければと思います。

それでは、続きまして「児童相談所・一時保護所等の改革」というところで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○竹中家庭支援課長 それでは、資料3-1をご覧ください。「児童相談所・一時保護所等の改革」ということで、「児童相談所の体制強化等」と「一時保護児童への支援体制強化」の2つの項目について、御検討をいただきたいと思っています。

はじめに、児童相談所の体制強化ですけれども、特に人材の確保策、そして人材育成の強化策等について挙げさせていただいております。

「現状・課題」といたしましては、1つ目の「○」でございますけれども、改正児童福祉法施行令によりまして児童福祉司・児童心理司の配置基準の見直しが見直しが示されておりまして、2020年までに、各児童相談所の管轄人口3万人に対して1人以上の児童福祉司が必要となり、児童心理司は児童福祉司2人に1人配置が必要となっております。

1つ目の「・」にありますとおり、東京都では、平成31年4月1日現在で算出すると、児童福祉司が500名、児童心理司が252名必要となりますが、職員定数と比較すると児童福祉司が約190名、児童心理司が約100名の不足ということになります。

加えまして、職員の育成は非常に重要なのですが、時間がかかるということもございまして、一遍に採用して配置するという事は非常に困難な状況もございます。

こうした状況もありますので、東京都では、2つ目の「・」にありますとおり、児童福祉司や児童心理司の他に児童福祉士司等の業務を補助する非常勤職員や、例えば保健師の資格をお持ちの方や警察のOBの方などを非常勤職員として雇っておりまして、さまざまな専門職を活用して総合力で対応しているところでございます。

また、2つ目の「○」でございますけれども、児童福祉司等の職員経験も年数が非常に短くて、経験年数2年目以下の職員が児童福祉司・児童心理司とも5割に近いような状況になっておりますので、スーパーバイザーや基幹的職員の役割が非常に重要となっております。

また、3つ目の「○」でございますけれども、相談件数や虐待対応件数が年々増加をしておりますので、児童福祉司1人当たりの虐待対応件数が年々増加をしております。

そのような状況で、非常に今、児童相談所の機能として法的対応等が求められますので、児童相談所職員としての機動力とか、毅然とした対応ができるとか、そういったような専門性の必要性も求められております。

最後に4つ目の「○」でございます。「その他」といたしまして非常勤弁護士、協力弁護士として、現在、合計49名の弁護士の方の配置をさせていただいていますが、さらなる強化ということで常勤弁護士の配置ということも考えなければならないのかなと思っております。

こうした現状・課題を踏まえまして、「今後の方向性」といたしまして、まずは基準を満たすための児童福祉司・児童心理司の増員は絶対的に必要だとは思っておりますが、新規採用だけではなくて任期付職員やキャリア活用採用職員という即戦力の確保ということも、今後も引き続き継続してやっていかなければならないと思っております。

また、児童福祉司・児童心理司のOBを雇用しておりまして、この業務指導員等からOJTによる若手職員への研修の充実なども引き続きやってまいりたいと思っております。

さらに、現在も児童福祉司、それから児童心理司の専門課長を配置しておりますが、こちらの配置もさらなる充実をさせてスーパーバイズ機能を強化いたしたいと思っております。

す。

そして、新任児童福祉司の研修方法や内容についても、例えば他機関や特別区との合同の研修ですとか、そういうようなことも充実させていく必要があると考えています。

最後に、先ほど申しあげました非常勤弁護士、協力弁護士の先生方の取組も検証した上で、非常勤弁護士、協力弁護士に加えて常勤弁護士の配置を今後検討する必要もあるのかなと思っております、その場合、どんな仕事をお願いしたらいいのか、手を挙げてくださる弁護士の方はいらっしゃるのかも含めて御意見をいただけるとありがたいと思っております。

次に、2つ目の検討項目の「一時保護児童への支援対策強化」では、東京都の目指す一時保護のあり方、その方針の明確化をしていきたいと思っております。

一時保護所の現状と課題ですけれども、まず1つ目の「○」、「定員超過の常態化」があります。虐待件数が増えているところと、あとは警察からの身柄通告が増えているということもありまして、都では、一時保護所の年間平均入所率が100%を超えていることが常態化しており、平成30年度の月平均の入所率は、最低の月でも104%、最大では125%となっております。

次に、2つ目の「○」ですけれども、国の一時保護ガイドラインが昨年の7月に示されまして、東京都としてもそれに基づいた支援体制を検討しているところでございます。子供の意見表明権の保障や、行動制限を必要最小限とすることなど、子供の権利擁護に対する取組の充実がさらに必要と考えております。

また、一時保護中の子供たちは心身ともに傷を負っておりますので、丁寧な個別ケアの対応が必要であり、また生活面や心理面でのケアの強化ということも必要と思っております。

さらに、3つ目の「○」にありますとおり、一時保護所の職員の人材の確保や育成ということも大事な視点となっております。処遇が大変困難な子供が増加している中で、個別的な対応も求められておりまして、夜間も含む人材の確保なども必要と考えております。

次に、4つ目の「○」ですけれども、一時保護所に入所した子供たちの保護日数の長期化です。全国の平均は30日強なのですけれども、都では1人当たりの平均保護日数が40日を超えているという状況になっております。

そして、5つ目の「○」、一時保護委託の件数も年々増加しておりまして、学齡児、幼児とも増加している状況でございます。

最後に、「一時保護所の外部評価・第三者委員」についてです。東京都は平成28年度から一時保護所の外部評価を全部の一時保護所に入れております。また、昨年度から第三者委員の方にも毎月1回来ていただいて、子供の意見表明ということで意見を聞いていただき、施設運営のための質の向上を図るための御意見などもいただいているところです。

こうした現状を踏まえまして、「今後の方向性」です。まずは、区立児童相談所の今後の設置も考慮いたしました一時保護必要数に対する供給数なども検討しなければならないと思っております。

そして、東京都の目指す一時保護のあり方・方針を明確にするために、仮称ですけれども、「東京都一時保護所一時保護要領」を今年度中に作成いたしまして、必要な支援策を検討してまいりたいと思っております。

また、直接処遇職員の増員による夜間体制の強化や、常勤心理職員の配置、こちらは今年度から児童相談センターに常勤の心理職の配置を開始いたしまして、非常に効果を上げていると伺っておりますので、これをまた展開していきたいと思っております。

さらに、一時保護所の職員の配置基準ですけれども、現状は児童養護施設の配置基準を準用するというようになっておりますが、毎日、保護している子供が変わったりという一時保護所特有の難しさがありますので、都ではぜひとも一時保護所独自の基準をつくるべきだと考えておりました毎年、国に要望をしているところでございまして、これを引き続き強く伝えていきたいと思っております。

一方で、一時保護所の逼迫状況や、一時保護期間の長期化を踏まえた一時保護委託を積極的に活用すること、また一時保護委託を活用することは子供にとっても、学校に通えたり、生活を大きく変えないということのメリットもありますので、そうしたことも活用していきたいと思っております。

最後になりますけれども、子供の権利擁護を守るために、引き続き外部評価や第三者委員活動を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、資料3-2を御説明させていただきたいと思っております。

先ほど御説明いたしましたとおり、国の一時保護ガイドラインが昨年出まして、それに基づいて「東京都児童相談所一時保護要領」を策定しようと今、検討しているところです。その要領の柱というものを今回お示しさせていただきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。

まず要領の目的ですけれども、東京都としては、一時保護を適切に行って、子供の福祉

の実現のために都が進むべき方針ということを共有するために要領を作成したいと考えております。

その主な内容は、「1 一時保護所のあり方」として、一時保護による子供の安全確保やアセスメント、短期生活指導が必要な場合に実施をするということ。そして、援助に当たっては常に子供の権利擁護に留意をするということを基本理念として掲げたいと思っています。

また、「2 一時保護の機能」として、緊急保護、アセスメント一時保護、短期入所指導という3つの機能、これは国のガイドラインでも示されているのですが、これにのっとり一時保護を実施するという。そして、緊急一時保護は児童相談所の閉鎖的な一時保護所を活用することが想定されるので、児童相談所においては、一時保護をする子供について、進行管理会議において、一時保護委託を実施した場合に一時保護機能を果たせるかを検討するというような定期的なアセスメントをしていくことが必要だというふうなこともうたっていきたいと思っています。

次の「3 子供の所持物の保管等」では、今は眼鏡とか、本当に必需品のものは持ち込みが可能なのですけれども、子供の福祉を損なうおそれがある物を除いて、子供が所持を希望する場合にはやはり可能な限り所持できるような環境なども整理するとともに、日用品や着替えなどを持っていない子供に対してはきちんと東京都のほうから支給するという。ことで、差が生まれぬようなことをしていきたいと思っています。

「4 子供の権利擁護」では、職員に意見を述べられるような信頼関係を築くことや、第三者委員の活動や児童アンケートなど、子供自身が意見を常に表明できる機会を用意するという。そして、外出、通信、面会等を制限する場合は、子供の福祉のために必要であることをきちんと子供と保護者に説明をすること。さらに、被措置児童虐待等があった場合には、職員への相談に加えて、子供の権利擁護専門相談事業というものを児童相談センターでやっておりますので、この仕組みをしっかりと子供に説明をして、確実に訴えられる仕組みというものを活用していきたいと考えております。

最後に「5 一時保護所の運営」ということで、やはり一人一人の子供の状況に応じた適切な支援ということを確保し、子供の権利擁護が守られ、安全・安心なケアを適切に提供していくということ。子供の年齢に応じた個室対応を基本といたしまして、個別対応を可能とするような環境をハード面でも整備していくことを考えております。

食事等に関しましては、子供がおいしく、そして楽しく食事ができるような環境整備を

して、食育の面でも、望ましい食習慣というものを養えるような丁寧な支援をしていきたいと思っています。

それから、一時保護中の子供のそれぞれの状況や特性、そして学力に配慮した支援ということで、学習支援のほうの充実も図らなければならないと思っていますので、そうした体制の強化、検討なども組み入れております。

また、観察会議を実施して個々の子供の行動観察の結果、子供の意見等に基づいた援助方針というものも確認するとともに、行動診断も実施していくという視点で、一時保護所を運営していきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、児童相談所の体制強化と、それから一時保護について分けて御意見を頂戴したいと思います。まず、児童相談所の体制強化について30分ほど時間がとれるかと思えますので、何かありましたらよろしく願いいたします。

では、磯谷委員。

○磯谷副部会長 最初にちょっと質問なのですが、平成16年の児童福祉法改正のときに、都道府県に設置されている児童相談所とは別に、区市町村が虐待の第一義的な窓口になって、そしていわば車の両輪といいますか、2層体制でやっていくということになったわけですね。

そのときに期待されたのは、比較的軽微なケースについては区市町村のほうで対応できるのではないかということがあったと思うのですが、現状、区市町村と連携をすることによって児童相談所の負担が軽減できているのか。

一方で、そのような役割分担をしたはずであるのに、例の児童相談所の全国共通ダイヤルは、相談が全部児童相談所のほうに入ってきているという状況もあって、私から見ると国の政策がいささか混乱しているのではないかと思いますので、その辺りの現状についての質問が1つです。

それからもう一つ、今、数的に増加をさせているのは警察からの面前DVの通告だろうと思いますけれども、もちろんケースによるわけですが、相当数は母子で一緒にシェルターなどに保護したうえで、離婚であるとか、保護命令であるとか、そういった支援が必要ということで、児童相談所が日常的にやっている業務とは少し違うのだらうと思います。この辺りについて内部で整理をしているのかどうか、そこを確認したいと思います。

○竹中家庭支援課長 区市町村との連携ですけれども、東京都には子供家庭支援センターが60区市町村、77か所ございます。

連携につきましては、児童相談所と区市町村の子供家庭支援センターの連携に関する東京ルールというものがございまして、それを区市町村と一緒に作成しているので、その中でかなり密な連携がとれているところでございます。

ただ、やはり児童相談所にも軽微なケースもたくさん入ってきまして、泣き声通告などもどこで泣いているかわからない、特定ができない通告も多く入ってきています。子供家庭支援センターのほうにも同様に入ってきて、同じような状況になっている状況です。

また、全国共通ダイヤル189は、全部児童相談所に入ってくるということがあって、東京都では48時間ルールというものもありますので、都の児童相談所が受けるとやはり48時間以内の安全確認を目指して、軽重に関係なくどんなケースでも動かなければならず、非常に厳しいのが現実です。

そして、面前DVということで、警察からの通告がここ数年、ものすごく伸びているところです。本来であれば、区市町村の母子生活支援員や婦人相談員の方々につないで支援したほうが早いのではないかというケースもありますが、きちんと子供の安全確認をしなければいけないというところもあって、そこで児童相談所が対応しなければいけないという場合もあります。

ただ、昨年の児童福祉法改正で、児童相談所から区市町村に逆送致ができるようになりましたので、東京ルールを改正いたしまして、そういう案件について逆送致をしようということで、4月1日以降、9月までトライアルで実施しているところです。10月から本格実施になりますけれども、区市町村の子供家庭支援センターのほうも面前DVの対応とか、なかなかやったことがないところもあるので、現在、児童相談所と一緒に家庭訪問をするなどのトライアルをしていて、少しずつ適切に移していくということをしております。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はどうでしょうか。

では、鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員 2点、質問があります。

まず、即戦力として任期付職員とかキャリア活用採用職員とか、そういう採用枠を増やされるというのは非常に現実的なやり方だと思うのですが、問題はそのキャパシティーがどれくらいいるのか。保育士などの場合は、潜在的保育士ということで把握されていて、これくらいいるから待遇をこれくらい上げると潜在的保育士が復帰したり、保育の

仕事をするだろうというような見込みがあって、随分保育士の場合は待遇改善をしましたよね。

まず、どれくらいのキャパシティーがいるかどうかということ把握されているのかどうか。それから、もしそういうところの声が聞けるのであれば、保育士にアンケートをやったように、どれくらいの待遇だったら職に就いてくれるのかというような調査をやり、物事が動く可能性があるのではないか。待機児童対策のときはそれで動いたわけなので、そんなことを考えるのも1つかなという気はします。

それから、東京では保育士が本当に足りないので、全国から潜在的保育士を集めるというようなことで、民間のベースでも随分キャラバンみたいなものを行っています。児童相談でそれをやると他の自治体と競合することになるかもしれませんが、都の児童福祉司の人数が圧倒的に足りないということで、待機児童対策のアナロジーで役に立つことがあれば使ったらどうかと思います。

もう一つですけれども、それはともかくとして、やはり中から育てていくというのは非常に大事だと思うのですが、そこで気になるのはこの3-1の資料で、職員の経験年数がすごく低くて、経験2年目以下の職員が半分ぐらいいるという話ですね。ということは、逆に言うと、もう1年目、2年目で異動の希望を出すということなのか。そうだとすると、どんな理由でそうしているのかということは非常に重要だと思うのですね。

なかなか事務局が言うのは難しいと思うのですが、これは非常に重要なことなので、待遇改善が必要なのか、キャリアパスで不満があるのか、それとも労働環境で不満があるのかなど、何か原因があるはずなので、それをもう少し我々にわかるように説明していただくと、児福審の立場でも、待遇改善についてこうすべきだと発信することができますし、そういうことは非常に重要だと思うので、もしどういう理由でそういうことになっているのかということがわかれば、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

もう一つ、専門職採用というのがどれぐらいできているのかなということが、ちょっと私はわからないのでお聞きしたいです。例えば、横浜市などでは専門職採用で社会福祉士の資格を持っている人を採用していますよね。児童のほうは、それは直接採るというわけにはいかないですけれども、例えば児童相談所の業務を担当するということにコミットして入ってくれる人というのを直接採用するというのも1つのやり方かなと思うのですが、そんなことをやっているのか、やっていないのか。やっているのであれば、それはどんな状況なのか、もしわかればお聞かせいただきたいと思います。

○柏女部会長 いくつか質問がありましたので、事務局から御回答をお願いします。

○竹中家庭支援課長 即戦力としてのキャパシティーやその辺りの把握はできてはいません。児童福祉司の配置基準が児童人口3万人に1人になりますので、全国的に足りないというところが現実です。また、どのくらいの待遇かというところですが、お給料や手当が高ければとか、そういうところはあるのかもしれませんが、そういった調査等は行っておりません。

人材確保の点では、総務部の職員課のほうが、全国キャラバンというか、そういうブースを出したり、大学などを回っているという話を伺っておりまして、そういう取組はしているところでは。

それから、職員の経験年数のところですが、2年目以下の職員でやめたいと手挙げをする人がいるのは現実だと思います。やはり本当にきつい仕事ですので、つらくなってしまうということもあると思うのです。一方で、喜びや成功体験もどんどん積むと、やりがいも大きくなってくるとは思うのですが、実際に仕事をしてみて思っていたものと違うということで異動の希望を出される方はおります。

専門職採用としては、都では、基本的に任期付職員やキャリア活用採用職員は福祉職で採用しておりますが、児童福祉司限定での採用はしていません。都立児童養護施設とか、障害児入所施設とか、東京都の強みですが、さまざまな経験が積めるところもありますので、経験を積んで児童福祉司をやっていただくというところもありますし、事務職も、新規採用で児童福祉司になることはないのですが、調整力の高さなどもありますので、事務職と福祉職で混在しているというのが現状になっています。

○柏女部会長 よろしいですか。

では、林委員をお願いします。

○林委員 例えば社会福祉士の実習で今、児童相談所の実習は3週間で限度にされているということで、本学からは実習生を送っていないのですね。

ところが、2021年度から必ず2か所の実習先に行かなければならないということになるので、今後は3週間児童相談所で学生を受けていただいて、少しでも児童福祉司の方向に結びついていってくればいかなとは思っています。

もう一点は、4年生になるとほとんど授業がない中で、公務員を考えている学生なども結構いますので、実習ではなくてインターンのような形で、週1、2回、継続的に受け入れていただくことも有効かと思えます。資質の問題もあるので、一定のスクリーニングと

インターンと、もう一つはそこに奨学金が加わるというような形にして、例えば5年勤めたら返済が免除されるとか、諸外国ではそういうこともあったので、そういうことを新しい取組として考えていただけたらと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、藤井委員どうぞ。

○藤井委員 児童相談所の体制は、全国的になかなか大変な状況だと思いますし、特に東京都は本当に危機的な状況だと思います。短期的にすぐに何とかできるような処方箋は、なかなか描けないというのが率直なところだと思います。

そういう意味では、今後の方向性についていくつか挙げていただいていることにももちろん私は全く異論ないのですが、何かコメントとしてつけ加えるとすれば、1つはこれまでも申し上げていることですが、まさにフォスタリング機能などを民間の施設とかNPOとか外に出していくということで、少しでも児童相談所そのものを身軽にしていくということはあるのかなと思います。

それから、先ほど鈴木委員がおっしゃったこととほとんど重なるのですが、私たちの役割として、必要があれば職員の待遇についてがんがん言っていくようなことも必要かと思います。

それから、もう一つは質問でもあるのですが、先ほど鈴木委員がおっしゃったキャリアパスですが、若い人たちが長期的な視野でもって一つの職場で仕事をしていこうとしたときに、やはり自分の5年後、10年後、あるいは20年後がイメージできるかどうかというのは、私は職員をしっかりと育成し、あるいは確保していく上でものすごく重要な要素ではないかと思います。

もちろんみんながみんなというわけでは絶対ありませんけれども、福祉職であれ、心理職であれ、そういう専門職の方々、あるいは一般職であってもこの世界で長く経験を積まれた皆さんが将来、児童相談所長や本庁の管理職の立場で活躍できるということを、若い人たちにしっかり見せてあげるといことも必要だと思うのです。今こういうのはあまりオープンにできるものでも必ずしもないと思うのですが、我々が見えていないだけで、何か内部的に整理されたものがあれば、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○竹中家庭支援課長 一応、局のほうで、福祉職として採用した後、基本的な考えとして、課長代理級への昇任まではジョブローテーションとして最低2つの業務を経験させようと

か、それから児童福祉司の経験を必須とし、児童以外の他分野のところも経験をさせていくとか、あとはその中でその人に合った適性を見つけて、合ったところで育成していくとか、OJTの仕方とか、研修の仕方とか、そういったようなローテーションの方針ということで、福祉職人材育成方針というものをつくっております。

○柏女部会長 では、宮島委員。

○宮島委員 考え方のコメントの部分と、ちょっと質問です。

児童相談所の混乱は、国が何を児童相談所に求めるか混乱しているということに影響されていると、本当に強く思います。具体的な事案で申し訳ないのですけれども、先日2歳児が衰弱死した事件でも、日曜日に110番があつて、それで月曜日の夜10時に警察が児童相談所に同行してほしいと言ってきて、児童相談所が夜間なので難しいと言った。もちろん同行したほうがいいに決まっているけれども、なぜ夜になったのか。児童相談所が24時間365日、警察や消防のような性格を持った機関であるかのように世の中が訴えて、それが問題だと報道される。この報道のあり方そのものがおかしくしているというふうにすごく憤りを感じています。

やはりちゃんと面接をして話が聞けたのかとか、あるいはあの事例でいえば母は18歳で未婚で出産した。いかに支援が大事な子供であり、保護者であったか。だから、虐待のありなしとか、安全確認だけではなくて、支援が必要な方としてちゃんと受けとめて、母子保健との連携をきちんとするということが必要だったのであって、警察に求めるような機動力が児童相談所に必要だったわけではない。そういう混乱そのものが整理されていないまま、それが福祉とか、現場の問題であるかのように言われている。これは、本当に何とかしなければいけないと感じています。

そして、そういう中で、人材を集めるのはとても難しいことだと感じています。私は、東京都の児童相談所の研修講師を何年間かやらせていただいているのですけれども、このところ数年は受講者が100人程度だったのが今年は130人以上が受講されていて、しかも非常に多様な方々が新しくこの仕事に就いたんだなということで、研修をやりながら、これは大変だと感じました。

とにかくアセスメント力を上げるとか、あるいは面接力をきちんと高めるとか、人の話をきちんと聞けるとか、そのことなしに質は上がらないということを感じておりますので、研修計画とか人材育成においてはぜひともそういうものを充実してほしいと思います。

その上で1つ質問なのですけれども、資料集の19ページです。実際の採用状況を公開

していくというのは大事だと思っていて、こういう資料をまず提供していただいているということがすごく具体的にわかる上でありがたいと思っているのですが、見方を間違っ  
てはいけないのでお聞きします。

まず、児童相談所の児童福祉司はこの3つの採用形態があるということなのかということと、その上でI類福祉、これがいわゆる新卒採用なのか。そうだとすれば、東京都で59人しか受験しなかったのか。採用予定者が14人で受験者は59人、しかも25人に合格を出しても8人しか児童相談所に来なかったのか。これは、福祉の他の職場があるので、そちらのほうに実際に配属になったのか、それとも辞退されたのか、見方としてこれははっきり知っておきたいと思いました。

あとは、キャリア活用のほうは21人合格を出しても、基本は児童相談所の職員前提だから4人くらいは辞退者があってもわかるということなのか。あとは、任期付も21人合格して、20人は児童福祉司の職に就いてくださったという読み方でいいのかという点を確認させてください。

もう一点は、任期付採用の場合、5年勤めて、はい終わりですよとなると、なかなか頑張ってみないかと知り合いに勧めることは難しいと思うのです。例えば、適性というものもあるので、御本人のためにも任期付でとりあえず1年とかやってみて、この人ならば適性がある、あるいはその人もやりたいとなった場合に、任期付の例えば2年目とか3年目でも、任期なしに移行できるような仕組みがあったほうが、これはやはり勧めがたいもあるし、実際に人材の確保がスムーズにいくのではないと思うので、この任期付の採用のあり方が実際はどうか。途中で、任期なしに移行できるのかどうか。その辺りのところを、少し聞かせていただきたいと思います。

○柏女部会長 では、お願いします。

○竹中家庭支援課長 I類Bの採用ですけれども、これは新卒の福祉職の専門職採用になっております。

こちらの見方ですけれども、採用予定者数14人に対して59人が受験していて、合格者25人のうち児童福祉司として任用したのは8名で、その他、他局だったり、他の障害の施設とかに配属になられた方はいます。

ただ、東京都の職員として御希望されず、辞退をされたという方も6、7人でしたか、数人いることは事実です。

キャリア活用につきましても、児童福祉司の他、児童自立支援施設のほうに配属になる

可能性もありますので、合格者のうち児童福祉司にならなかった4名というのは児童自立支援施設に配属になったり、あとは辞退したという方もいらっしゃるかもしれません。

任期付の方は、児童福祉司としての採用になります。それで、任期付の方は5年勤めて、再度、任期を更新するというのは制度上できないことになっていますので、本当に素質のある方については5年を待たずしてキャリア活用を受けてくれということで、時間のない中で皆さん受験勉強をしていただいております。

○柏女部会長 では、武藤委員お願いします。

○武藤委員 全体的というか、総括的意見になると思うのですけれども、2点、お話をさせていただきたいと思います。

1点は、資料集の20ページを見ると、それなりに児童福祉司も含めて増えているようには見受けられるのですが、先ほどの資料3-1によると、3万人に1人配置をするのであれば190名足りない。そういう数値的なところから見ると、やはり抜本的な改善が必要なのではないか。積み上げ方式で少しずつ改善はしているということなのですから、ニーズに追いついていないというのが実態なのではないかと思います。

やはり東京都を挙げて抜本的な対策を打たないと、少しずつ少しずつ上げていることが本当に向上に結びついているのかということが非常に心配なものですから、総括的な意見になるのですけれども、抜本的な体制強化、整備をしなければいけないのではないかと思います。

そういう意味からもう一点は、先ほど報告があったように、区立児童相談所の設置が来年度から始まっていきますけれども、3年後にどうなるのか、5年後にどうなるのか、10年後だったらどうなるのかということ、東京都が想定もしながら、見える化をしていかなければいけないと思うのです。まだ不透明な部分もあると思うのですけれども、今後どうなっていくだろうということも含めて、もう少し計画的な抜本的な体制強化をすることを含めて東京都として主体的に青写真を描いていく、絵柄を描いていくということが必要なのではないかと思いましたが、発言させていただきました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、石川委員どうぞ。

○石川委員 2点ございます。

児童相談所の人材確保という点で、1つは離職を防ぐということがあると思うのですけれども、その上で待遇改善というのは何も給与面だけではなくて、やはり物理的な職場環

境というものがあるかと思えます。

先日、児童相談所を見学させていただく機会がありましたけれども、皆さん本当に伸びをすれば横の人に当たるようなところで仕事をしていらして、こちらの資料集の20ページにも「急激な職員増員に、執務室がひっ迫している」というようなことも書いてありますけれども、私などは民間企業で働いていまして、転職したりする人の理由は、仕事は嫌じゃなかったのだけれども、職場の環境が嫌でとか、そういうのは本当によくあることで、それは児童福祉司の方も例外ではないと思うのです。ですから、物理的な職場環境の改善とか、オフィスのエリアをもうちょっと確保するとか、職場内に少し息抜きできるような場所があるとか、そういったことは決して小さなことではないと思えます。

もちろん相談件数などはどんどん増えておりますので、ちょっとでも場所に余裕があれば子供が使うところに回したいというものもあるかと思えますので悩ましいかと思うのですけれども、やはりそれは児童相談所で働く方の離職を防いで人材確保をする上で必要な投資だということで、毅然と、物理的な職場環境改善ということに注力してもよいのではないかと思います。

2点目が、意見と質問を兼ねてという形なのですけれども、児童福祉司の方に限らず一般的に専門職で仕事をしておりますと、専門知識を持ってやらなければいけない本来業務というのがもちろんありまして、その他に例えば、記録や資料の取り寄せ等があつて、そういうことを頼める人がいるか、いないかで業務の負担というのは全く違うと思えます。

資料集の20ページを見ると、支援事務職員という人を都で採用し始めているので、この方たちがそうなのかなとも思ったのですけれども、25ページのほうを見ると、この方たちは必ずしもそういう職責の方ではないのかなと思ったりして、人が足りないとなると、人を増やすか、仕事を減らすかしかないわけで、専門職である児童福祉司がやらなくてもいい業務の洗い出しと、それを任せられる事務処理能力のある方を採用していくということは、もうやり切った感じなのか、それともまだまだ余地があるのか。余地があるのであれば、そこを改善していくということを考えたほうがいいのではないかと思います。

○竹中家庭支援課長 資料集20ページの職員定数のところの「非常勤」の下の欄ですけれども、下から5番目に「児童相談業務事務員（司クラーク）」と書いてあるのが、まさに石川委員がおっしゃってくださった記録だとか、子供の移送だとか、専門職に特化しない業務を補佐してくれている方になります。

あとは、一時保護所とか治療指導課にも業務事務員というのを置きまして、例えば何か

行事をやるときの用意だとか、そういうようなことも含めてやってくれる職員をつけております。この方々が非常に強力に役に立っております、ぜひこれはまた拡充をしていきたいと考えております。

○柏女部会長 磯谷委員どうぞ。

○磯谷副部会長 先ほど弁護士の話も出ましたので、ちょっと発言をさせていただきたいと思います。

常勤弁護士についてですが、私は、もし現場で本当に常勤の弁護士が必要であるということであれば、それは導入も考えるべきかと思います。

ただ、その場合にやはり必要なのは、非常勤弁護士や協力弁護士という現在の体制は崩さないということが条件だと思います。なぜならば、常勤弁護士の一番の難点というのは、何年かたってその方がおやめになったときに、後が続かないということなのです。これまで地域の弁護士や弁護士会がずっと児童相談所をサポートしていた。しかし、常勤弁護士が入ったことでみんな切り捨てていくとすると、実際に常勤の弁護士の方がやめられるときには後を担う人材が育っていないわけなのです。現実にもそういうところもありますので、もしやるとしたらやはり非常勤弁護士、協力弁護士をしっかり維持した上でということになるのだらうと思います。

ただ、その上でも若干、私としてはやはり懸念といいますか、いくつか現状を申し上げておかなければいけないことがあります。

まずは、この常勤弁護士についてですけれども、ざっくりばらんに申し上げて児童相談所でキャリアを積むことがその後の弁護士としてのキャリアになるかということ、これはならないのです。児童相談所でいくら児童福祉法28条のケースをたくさんやりましたとか、33条をやりましたとか言っても、例えば5年終わった後、どこの事務所が受け入れてくれるのか。どういうふうに分のキャリアプランにプラスになるのかということ、ほとんどありません。

よく申し上げる例なのですけれども、もし公正取引委員会に常勤で入ることだったら話は別です。独占禁止法等に精通した弁護士として企業から引っ張りだこでしょう。しかし、児童相談所の常勤弁護士については、そうはならないのです。

では、どういう人がこの常勤弁護士になれるのだろうか。そうすると、まず中堅以上の弁護士はほとんど無理です。長い経営努力で顧客を獲得し、実務家としてキャリアを積んできた弁護士が、それをみんな捨てて児童相談所の常勤弁護士になるということはほとんど

ど考えられない。

そうであれば、あとは若手ということになりますけれども、若手の中でもやはり通常の弁護士としてのキャリアを積もうと考えている人はなかなか難しいだろうと思います。ですから、そういう意味では選択肢はかなり限られていくと思うのです。

一方、児童相談所が弁護士に何を期待するのかというところなのですから、先ほど宮島委員が児童相談所に何を期待するかというお話がありましたが、まさにそれとパラレルな話で、弁護士に何を期待するのかということなのですね。実際には児童相談所内での相談はかなり幅が広く、事案の見通しを問われるものが少なくありませんので、そういった期待に応えるためには、弁護士もそれなりの経験を積み、幅広い知見や人脈などが必要だと思われまます。しかし、それは若手の弁護士にはなかなか難しいです。

それから、また別な人たちの意見ですけれども、児童相談所に弁護士が入って、もっと児童相談所の業務を適正化しろと、子供の権利を守れという人たちがいるのです。もちろん子供の権利を守るのは非常に大切なことですが、若手の弁護士が児童相談所に入ってその役割を負えるのかというと、私はかなり疑問だと思っていますし、むしろそれは非常に負担になってしまうと思います。

ですから、児童相談所が弁護士に何を期待するのかというところはきちんと整理をする必要がおそらくあるのだろう。私も現に今もかかわらせていただいていますけれども、率直に申し上げて、児童相談所が例えば今、隣に弁護士がいないことで本当に困っているのかと言われると、そうではないと思います。それよりも、回答が翌日になったとしても、きちんとした回答が得られるということのほうが、児童相談所としてはプラスになるのだろうと思うのです。例えば、他県の児童相談所関係者などから、弁護士に一時保護に立ち会ってもらいたいとか、立入調査に立ち会ってもらいたいという話も聞きますけれども、しかし、それは本当に弁護士の役割なのかどうか、それもやはりよく考えなければいけないのだろうと思います。

弁護士に対する期待が高まっていること自体はありがたいと思いますが、誤解がないように申し上げると、弁護士というのは福祉の教育は全く受けてきていないし、ましてや児童福祉法だって全く勉強してきていないわけです。児童相談所にかかわるようになって初めて勉強していくということになりますので、そこに何もキャリアのない弁護士を入れて期待をしても、それはなかなか難しいと思います。

それで、今の問題は、先ほどから出ているように、私は児童福祉司のマネジメントだと

思うのです。そこがしっかりしていれば、弁護士も、それから医者でも保健師でも何でもそうですけれども、そこうまく調整してやっていけるわけです。それはおそらく、今の制度でも全然問題がないと思います。

そういうふう思うので、それでもなおやはり常勤の弁護士でないと現場として難しいということであれば、これは一つの選択肢としてあると思うけれども、そこはよく検討する必要があるのではないかと思います。

○柏女部会長 では、西村委員お願いします。

○西村委員 石川委員の御意見に補完する形になるかと思うのですけれども、やはり職員の定着とか、長期にわたって御活躍いただくということを考えたときに、昨今、公務員の方のオーバーワークがとても問題になっている中で、やはりワーク・ライフ・バランスという観点からぜひとも検討いただければと思います。

私も民間企業なので、ワーク・ライフ・バランスというのが難しいというのはわかるのですけれども、本当に抜本的な改革として無駄な作業がないか。無駄な作業は本当にやめてしまうとか、そういった形で整理していかないとなかなか難しいと思いますので、例えば若い方も含めて日常的な業務の中で無駄なことがないかというのを、今は無料で簡単な 구글フォームとかでアンケート調査もできるので、そういったことを活用して広く皆さんから意見を拾い集めて、無駄な作業は本当にやめるという判断をしていくというのも一案かと思います。

本当に大変な中で皆さんお仕事をされていると思いますので、その辺りは都民も理解すると思うのです。本当に自分の生活があってこそ他の子供の命も守れると思うので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

○柏女部会長 まだまだ意見が続きそうですけれども、時間の関係もありますので、一時保護児童への支援体制強化に移りたいと思います。この児童相談所のあり方を議論するとパンドラの箱を開けるような感じになって、本当に抜本的に見直さなければいけない、それも国レベルで見直さなければいけない状況だと思いますが、ここは計画をつくるためのものですので、現行の法制度の中でどういう対応がとれるのかを議論していくことが必要かと思えます。

それで、その中でも東京都としてやれること、とり得ることはあるわけで、例えば障害児の関係で言えば、東京都は重症心身障害児の入所施設の措置の決定権については、児童相談所に委任していませんよね。例えば障害児関係の他の措置権についても児童相談所に

委任しないでやっていく。他のところでやるというやり方なども考えられるわけで、それは現行法の枠内でやれることなので、そのようなことは少し工夫をしていってもいいかなと、業務のスリム化という点でそういうことも考えられるかとは思いますが。

それでは、一時保護の問題に入っていきたいと思います。「一時保護児童への支援体制強化」についての御意見がございましたら、お願いをしたいと思います。

都留委員、お願いします。

○都留委員 資料3-1の「一時保護児童への支援体制強化」というところを読ませていただく限りは、児童相談所に併設している部分の一時保護というのが中心に書かれているかと思いますが、私は乳児院の立場として、一時保護というのは乳児院もその機能をととても大きい部分として持っておりますので、ここでちょっと発言をさせていただきたいと思います。

今日も乳児部会のほうで東京都に予算要望という形で行きましたけれども、資料はないのですが、簡単に数字だけ皆さんにお伝えしたいと思います。

乳児院で一時保護委託を受けた子供数は、平成19年は21人、延べ人数で544人でしたが、昨年、平成30年は219人、延べ人数でいけば1万1385人でして、人数で10.4倍、延べ日数は20.5倍ということで、乳児院で0歳から2歳の子供たちを一時保護で預かっている部分が非常に増えてきているというのは児童相談所の方等は理解されているかとは思いますが。

その部分で、東京都が考える乳児院に求める一時保護所機能というのは一体何かと思ったりします。資料に書かれているとおり、緊急で一時保護をする場合と、計画的に一時保護をする場合があるかと思えます。

それで、これは全国の乳児院の団体もそうですし、全国里親会のほうも同様なのですが、一時保護の前に医療機関への受診をさせてきてほしいという要望を国に対しても上げているというところがあります。

夜間の緊急保護ではどこの医療機関を通したほうがいいのかということはあるとは思いますが、その場合に、ぱっとさわってみたりとか、お熱等でどうするかというようなところの判断をして、入ってきたときに、乳児院では部屋を分けて一時保護の子供たちだけを見るというようなことがまだまだできていない状況がありますので、施設によっては措置で入所している子供たちと同じ部屋に入れるということはやはりあるのです。

その場合、お受けした後に感染症が蔓延していくというようなことも例としてはあると

というような状況や、子供の頭部の骨折等が後でわかったというようなこともあったり、施設としては自分たちの過失なのか、もともとのものかどうか、不確かな部分で子供を預かっているような状況では、その後の部分としてどう責任を持っていこうかというところもあります。

ですので、計画的な一時保護については事前に十分乳児院と打ち合わせができるかとは思いますが、夜間の緊急一時保護についても、医療機関が受診できる時間帯であればしっかりとそこでまず一旦受診をしてきていただきたいと思っております。

次に、「今後の方向性」で「夜間体制等の強化」と書かれているところですが、乳児院では、昨年度の、夜間の一時保護は20件なので、そんなに多い件数ではないですが、実際に保護があった場合、夜間の時間帯をどうするかというようなこともありますので、ぜひ夜間に複数配置ができるような形を今後検討していただきたいと思っております。

私のほうから、ここの部分では以上になります。ありがとうございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ちょっと関連しての質問なのですが、この一時保護要領は、一時保護委託でのマニュアルでもあるのですよね。

○竹中家庭支援課長 両方入ります。

○柏女部会長 両方入りますね。そうすると、今のような御意見はこの一時保護要領の中にも反映していける形になるわけですか。

○竹中家庭支援課長 どういう形で反映できるか、検討させていただきます。

○柏女部会長 よろしく願いいたします。他はどうでしょうか。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 新聞報道の後ですので、発言は難しいなと思いつつも、やはりこのことを避けてはいけないと思っておりますので申し上げます。

まず、都の一時保護所の対応が報道等でいろいろ問題があると言われて、実際に内容を見るとかなり問題だと思っておりますが、でも、東京都が外部評価をきちんと行うということを続けてきて、その評価結果も示され、かつ第三者委員に月1回きちんと入ってもらって、第三者委員の方々が感じたものをちゃんと文章化してまとめてくださったからこれが見えてきた。このことを、ちゃんと確認しておかないといけないだろうと思っております。

とにかく早急に取り組むべきことと、あとは少しずつでもできることから取り組んで、

それこそこの10年間の計画を立てて、本当に子供たちが来てよかったと思い、かつ人権侵害のようなものがないような環境をつくっていかねばならない。この時期に、こういうものが明らかになったけれども、これは東京都がそういうふうな取組を進めてきた結果ですし、第三者委員の方々がそれをまとめてくださったおかげだと思えます。

それで、とにかく定員を超える子供たちが入ってきて余裕がないから、あとは、それこそ一時保護所にも来られない在宅の子供たちもいるので、何とか定員を増やさなければならぬというのはわかるのですけれども、ただ、非常に規模の大きい一時保護所はやはり対応も大変だと思うのです。都ではこの辺りのことについても検討した結果、いくつかの一時保護所で定員を増やすということの方向性を出していると思うのですけれども、この検討の経過と、それで本当にいいのかということについて説明をいただいたほうがいいかなと思っておりまして、1点プラスして質問させていただきます。

というのは、いろんな問題が起こっているのは、一時保護所の入所率がずっと100%を超過する状態がある。それで、保護も長期化していて閉鎖的な生活が行われている。これは何とかしなければいけないというのはそのとおりだろう。

でも、定員を増やすとなった際に、一時保護所の規模をさらに大きくするというのは全体の方向性としてはちょっと違うかなと思うので、ここ辺りをお聞きしたいと思えます。

○柏女部会長 今の一時保護所についての増設計画の基本的な考え方を知りたいということだと思います。

○宮島委員 加えて、一時保護所の公開性を高めるということは今後もぜひとも続けていただきたいということを申し上げたいと思えます。

○竹中家庭支援課長 一時保護所の入所定員については、今年度足立相談所と八王子児童相談所で合わせて24名増したところですが、来年度以降、今度は児童相談センターの定員を増やすというところで基本設計を行う予定でございます。

あとは、今後、区立児童相談所の開設によってその一時保護所ができるということもありますので、都としても需給予測を見ながら必要数、一時保護所の定員を考えていくというふうに考えてはいます。

国のほうも、今回の法改正で、児童相談所の管轄区域の人口、その他の社会的条件等の策定基準について政令で定めることとしているので、もっとつくらなければならないということであれば、一時保護所を併設するという方向性になると考えています。

そのときは、規模の大きい一時保護所をつくと都では考えていなくて、やはりユニッ

ト化とか、小規模だとか、それは人材がかなりたくさんいることにはなるのですが、子供たちを丁寧に見られるような環境で設置をしたい、個室化も含めて、そういうような方向性では考えていきたいと思っています。

○柏女部会長 どうぞ。

○宮島委員 特に目が届かないのが夜間だということで、最近新しくできた他県の児童相談所では、非常にたくさんの鍵を付けて運営しているという例があります。ユニット化すると死角も増える。そうすると、それぞれの生活単位を見ていかなければいけない。生活単位ごとに1人職員がいないと、実際は子供たちが安心できる生活が営めない。とにかく全体的に人権侵害のない状態をつくらなければいけないとは思うのですが、まずは夜間の体制の充実を優先して、職員を増やしていただくことがぜひとも必要だと感じますので、要望します。

○柏女部会長 ありがとうございます。他はいかがですか。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 同じような意見になりますけれども、児童相談所の抜本的な改革とともに、この一時保護所についても抜本的な対応が必要ということが今回の調査などでも言えるのではないかと思います。

今後、一時保護所の定員を増やしていくということなのですが、私からすると多様な問題を抱えた子供たちが入ってきますので、いわゆる非行傾向の子供たちと、そんなに多く問題を抱えていないような子供たちを同じ空間で一時保護しなければいけなかったりもします。

そういう点では、雑多な中にさまざまな課題を抱えた子供たちが入ると、どうしても管理的にならざるを得ない状況になるのではないかと思いますので、一時保護も私たちの児童養護施設と同じように多様な受け皿を用意しないといけないのではないかと思います。先ほどもお話がありましたけれども、大きな一時保護所をつくってそこに入所させるというのではなくて、やはり各区、各地域に一時的に保護できる場所をつくっていく、場合によっては開放的な一時保護が可能な場所も必要かもしれませんし、児童養護施設等でも一時保護委託が多くなっていますので、体制を整備して5、6人くらいの一時保護委託ができる場所を増やしていくということもあり得るのではないかと思います。

今までのように児童相談所の一時保護所に子供たちを入所させる。しかも、常時収容率が120%を超える環境の中で子供を保護するというのであれば、子供一人一人の人権

が尊重できるような丁寧な支援ということにはならないと思いますので、そんな多様な一時保護の受け皿を準備する方向性を描いていくということが必要なのではないかと思います。

もう一点は職員配置基準ですけれども、児童養護施設等の配置基準よりも手厚い配置基準が必要ということを経済に要望しているということですが、要望とは別に東京都としてしっかりと人員を確保するというをやらないと、子供の人権侵害につながるようになると思いますので、東京都基準ではないですけれども、国の基準がきちんとできる前であっても、夜間体制も含めて子供たちにしっかりと丁寧な支援ができるという体制をつくるための東京都としての職員配置基準をつくって、早急に取り組むべきではないかと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。その他の御意見はいかがですか。

横堀委員、お願いします。

○横堀委員 3点ほど申し上げたいと思います。

一時保護の間に子供をアセスメントしながらどう養育するかについては、独自の専門性が要るものと思います。ですので、一時保護所の中をどう改革していくかは重要課題であり、これまでちょっと置き去りになってきた課題かと思っています。

宮島委員もおっしゃいましたように、第三者委員の方々が大変積極的に入られて、今回これだけ可視化されました。課題を含め、また現場の苦勞も含め、見てくださったことを通して、課題・問題として扱うだけでなく、だからこそどういった専門性が必要なのか、その専門性を担保する体制整備はどうしたらよいのか、あわせて考えていくことが必要だと思います。

そういう意味では、日本が子供の権利条約を批准して二十数年たっているこの時代に、改めて、一時保護をしてからまた家庭に帰したり、措置したりするプロセスの整理をもう一度していくこと、子供自身が、自分がどうなっていくのか見通しが持てるよう専門職がきちんと説明をしていくこと、子供の気持ちをくみ上げること等、丁寧なプロセスも入れながら、この一時保護要領をつくっていただきたいと思います。

もう一つは、都留委員がおっしゃいました一時保護委託の関連での意見です。都留委員の場合は乳児院ベースのことをおっしゃったのですけれども、私は実は平成26年度期の家庭的養護の推進に関する専門部会のときにも今から言うことを申し上げました。前回の部会で藤井委員がお示しく下さいました東京養育家庭の会からのいろいろな生の言葉を拝

見し、その中で、現状は変わっていないのかと私自身少々ショックを受けて帰ったことがありましたので、その点に関して申し上げたいと思います。

養育家庭にも一時保護の委託がなされておりまして、本日も前段でお話が出ましたように、一時保護所内での一時保護と違い、学校に通えるとか、地域から大きく離れないで済むとか、メリットもあります。その一方で、一時保護委託は受け入れた側にも力が求められます。一時的であっても養育の日々が成り立たないと委託をしたことが無責任になってしまうと考えます。

それで、何にショックを受けたかです。一時保護で乳幼児を受託した養育家庭が、衣服とかおむつとかバギー等、急な委託で必要なものがなく困ったのでそういうものを提供してほしいという声が、今回もあがってきていたという点です。

委託する側は、委託先の養育が成立する配慮をしながら一時保護委託をし、必要な支援を提供しサポートすることは必須だと思います。ですので、数年前に私自身、ぜひそういう具体的なことはすぐにでも対応してほしいとお願いしておりました。例えば里親支援の担当者が介在して提供するとか、一時保護委託先の養育家庭の近くの乳児院等から提供するとかできると思います。既にある社会資源を用いてすぐできることではないかと考えますので、大きな改革とあわせて今すぐ手をつけていただきたいと思っております。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。大事な点だと思います。他はいかがでしょうか。

では、林委員お願いします。

○林委員 第三者委員の方は、職員は非常に熱意を持ってかかわっておられるということも意見として述べておられるようです。

しかし、一方で、管理強化のスパイラルというか、どんどんルールが増えていく中で、そうした強みが十分に生かし切れないということも実際にはあるかと思います。

先ほど、子供たちが居心地のよさを感じている割合は半分もいないということなのですが、基本的にこの要領の主な内容の柱の中には、一時保護にはいろいろな機能があるけれども、一貫した養育理念というか、そういう筋を通した理念みたいなものも必要かなと感じます。

そもそも職員の方の中には、居心地のよさを求めている。一時保護であるから、ある程度の居心地の悪さは当然のこととして存在する。そうした発言も見られる中で、やはり一時保護の機能によってはここにずっといたいという場所になってはいけないという思い

込みが職員側の中になきにしもあらずかなということはあるかと思われま

す。そもそも根本的な養育理念として、どういうふうな考え方をもって子供の養育に当たるのかという養育原理に当たるようなところを記載いただくことが最初かなとも思いました。以上です。

○柏女部会長 本当に大事なことだと思います。他はいかがでしょう。

では、西村委員お願いします。

○西村委員 もしどこかの資料に書いてあったら本当に申し訳ないのですが、今回資料を拝見して思ったのが、一時保護所の役割はあくまでも一時的な保護ということを考えて、なぜ長期化しているかということの分析を丁寧に行わなくては、一時保護の役割、そして先ほど横堀委員がおっしゃったようなアセスメント機能を強化しなければいけない中で、どういう専門性を強化しなければいけないのかということが見えてこないのかなと思ひまして、もしまだそういったことの分析が丁寧になされていないのだったら、そこをまずは丁寧にやるのが大事かと思ひました。

それで、例えば、鳥取県では一時保護の平均日数が10日を切っている状況の中で、なぜ東京都がそこまで長期化しているのか。そのところの分析をまず入れることで、その出口をどこにどうつないでいくかということが少し見えるのかなということを感じたので、発言させていただきました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 2つほど質問がございまして、そのためにちょっとコメントも入れさせていただきます。

身柄通告がこんなに多いとか、夜間の通告がこんなに多いというのは、本来であれば司法手続によって犯罪少年とか虞犯とかのルートに乗るべき子供も来ているということが考えられますので、この辺りは、警察と身柄通告のあり方を協議していかないといけないだろう。これは、やはりきちんと児福審の委員が言わないとなかなか進まないものだろう、むしろ取り上げる必要があると思ひまして、発言させていただきます。

今、世の中の的には、何か事件や事故があったときに、なぜ帰したんだとか、なぜ一時保護しなかったんだということになりますので、やはり警察が身柄通告で持ってきた子供を一時保護しないということは実際的にはできない。一時保護の可否は児童相談所が判断するとはいつても、特に夜間などでは職員がいませんので、面接も丁寧にできないし、社会

調査もしっかりできるわけではないのですから、警察が必要だと判断した子供は、一旦は一時保護所で預かるということになります。

その上で、安全を確認してから、受け皿があるということがわかってから帰すということになる。でも、その間、子供はかなり制約された環境に置かれる。子供にとっては、不本意で連れてこられたら荒れるでしょうし、職員の言うことも聞かないということが起こる。そうすると、言うことを聞かせられる、強い指導をする職員が、力のある人だといった構造ができる。それが温存されるということになります。そういったことも含めて、やはり身柄通告の在り方については警察とちゃんと協議されないといけない。

ですから、ぜひともそこは問題だという意見を今日述べさせていただいて、警察としてはなぜ、これまでどおりやさらに積極的に保護するということではないのかという思いもあるでしょうけれども、やはり児童相談所の状況とか、子供たちの置かれている状況を知っていただいた上で、警察の中で適切なスクリーニングを進めていただくということが必要だと申し上げたいと思います。

それから、質問は、一時保護所の職員の異動のローテーションがちょっとよくわからない。児童福祉司のほうはわかったのですけれども、もしかすると一時保護所の場合、結構古い考え方の職員とか、古い時代に児童自立支援施設で指導してきた職員が、それこそが有効な指導であるといった考え方のまま、管理的な指導が行われ、かつ温存されるということもありえると思うので、一時保護所の援助体制を変えていくためにも職員の人事というのはとても大事だという観点から、これがどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

○柏女部会長 わかりますか。

○竹中家庭支援課長 具体的なところは今日、数字とかを持っていないのですけれども、先ほど申し上げた福祉職の人材育成方針に基づいて自立支援施設の職員も一時保護所の職員もジョブローテーションの中で育成していくという形になってはいます。

○柏女部会長 では、藤井委員お願いします。

○藤井委員 私も先ほどから、委員の皆様方がおっしゃっているような管理強化のスパイラルみたいなものがあるなと思っているわけですが、そういうふうには陥らないための一つの方向というのは、先ほど宮島委員もおっしゃいましたが、一時保護の単位をあまり大きな単位にしないことなのかなとは思っています。もちろんそれだけで全て解決するというわけでもないとは思いますが、一つの方向としてあり得るのかなと思います。

そういう方向で考えたときに、子ども養育家庭に一時保護委託をしていただくというのも一つの選択肢なのかなと思いますし、もちろんこれは子供の状態や養育家庭の状況にもよりますので、これもまたある種のマッチングみたいなことは大事だとは思いますが、積極的に御活用いただくようなことも考えていいのかなとは思っています。

私自身の経験も踏まえて申しますと、割と一時保護委託を受けて、そのままその家庭になじんで里親委託に至るといったようなケースも見てきておりますと、そういうルートで里親委託が進んでいくということもあるのかなとも思いますし、そんなことを考えても積極的に御活用いただければと思うのです。

ただ、その場合に一時保護委託といってもどうしても期間が長くなるケースもありますので、そういった場合に、例えばレスパイトとか、あるいは場合によっては保育所利用とか、そういう支援サービスが一時保護委託の場合でも使えれば大変ありがたいと思っていて、これは養育家庭の会としてもぜひ要望させていただきたいところでもあります。以上です。

○柏女部会長 一時保護委託のあり方とか、そこでどんなサービスが使えるようにするかとか、いろいろまだここは検討する余地がありそうですね。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。全体にわたることでも結構ですが、何かありましたお願いしたいと思います。

私から1点なのですが、今回、児童相談所の体制強化や一時保護児童への支援体制の強化というところで検討しておりますが、治療指導課のばおのシステムについては、特に検討しないで通常のペースでやっていくという感じですか。それとも、独自に検討を行っているのでしょうか。

○竹中家庭支援課長 基本的には、治療指導課は現状を継続していこうとは思っております。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。

どうでしょうか。全体にわたることでも結構ですし、言い残したことでも結構です。

では、渡邊委員お願いします。

○渡邊委員 2点ほど申し上げます。1つは同じことなのですが、児童相談所の人材の確保、それから強化という部分です。これは私の個人的な経験になるのですが、東京都の児童相談所の職員の方々は本当に優秀な方がたくさんいらっしゃって、同時にロールモデルになるにふさわしい職員もいらっしゃると思っています。

確かにケース数が多過ぎるので、皆さんおっしゃるように職員の数を増やしていくとい

うことは当然やっていくことにしても、人を育てていくという部分では、育てられるロールモデルが既にあるだろうと私は個人的に認識しているので、あとはどう次の世代を育てていくかが大切なポイントになると思います。つまり、長くそこで勤められる職員、プロフェッショナルを育てていくのかという部分でいくと、そこをどのような仕組みを使って生かしていくのかということが大事になるわけです。スーパーバイズをもう既にされていると思いますけれども、例えばスーパーバイズからもう一步踏み込んで、管理職あるいはスーパーバイザーのポジションの方々にコーチングのトレーニングを導入して、各チームで実践してそれを検証してみるとか、民間企業で導入しているようないわゆるチームを活性化させるというか、あるいはチーム、スタッフ一人一人の能力を引き出すようないろんな最先端のノウハウを実践に生かしていくと、今ある優秀な人材の方々の能力がさらに生かせるのではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、武藤委員どうぞ。

○武藤委員 改めて、こういう機会でないとなかなか言えないと思いますので、施設側から児童相談所へ要望を言わせていただきます。

児童を一時保護した後、施設に入所をしてきて、入所児童の自立支援計画を立てて、里親も同じだと思いますけれども、措置された後の児童の状況把握のところをもっとしっかりとやって欲しいと思います。施設入所後の一人一人の子供たちがしっかりした支援がされているかどうかということだとか、もう少しこの時期にこういうことをしたほうがいいよということを含めて、その後の子供たちの育成の進捗状況への関与が必要だと思います。それから、場合によっては社会に出ていって、自分たちが措置決定をしたことが10年後、20年後どうだったのかというような時間軸で子供の成長だとか、家族支援のあり方だとか、そういう部分を検証するというのでしょうか。虐待の対応に追われている今の状況からするとなかなかそこまでいかないと思うのですが、私たちが現場ですっと子どもの成長を長く見ていると、やはりそういうところが本来一番大事なような気がするので、そういう検証の機会や振り返りの機会を持つことも必要かと思っております。

もう少しあの時期にこういうような対応だとか、こういうような措置のあり方が必要だったのではないかということなどを振り返り、検証する。それをまた次に生かしていくというくらいの余裕を持たないと、その場、その場だけの対応になってしまって、なかなか専門性の強化や実践の積み上げということまではいかないのではないかということをおっ

ていますので、措置後の支援も施設や里親と一緒にやってやるというようなことが改めて必要なのではないかと思ったものですから、この機会に言わせていただきました。

○柏女部会長 ありがとうございます。8時になりますので、まだ御意見はあるかもしれませんが。

では宮島委員、手短にお願いいたします。

○宮島委員 2点、すみません。

武藤委員の意見とちょっと対立しているのですけれども、国へ一時保護所の配置基準を要望というのはぜひともしてほしいと思います。今回いろいろなことが明らかになって、一時保護所というのはこんなに大変なんだ。それで、子供の人権侵害が実際に起こっていて、それを守るためにはちゃんとした基準が必要だ。それは、都も本当に主体的に取り組んでいただかなければならないというのは武藤委員と同じなのですけれども、でもこの国の子供たちを守るために基準が必要だというのは、やはり自治体がみんな声を上げたほうがいだろうと思うので、ぜひともお願いしたいと思います。

あとは、一時保護委託した場合ですが、ケアはあるのだけれども、先の見通しができないとか、実際にどういうことがその一時保護委託先で起こっているのかというのは見えなといけないので、やはり一時保護委託した場合には1週間に1回は訪問しなければいけないとか、そういったことも実は基準が必要なんだろうと思うので、ぜひともそのことも含めて一時保護についての基準とかあり方を都も考えていただきたいし、国に要望していただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。一時保護の問題は、数年前にこの審議会の専門部会で外部の目を入れることを提言して、それを着実に実行してくださった結果、今回の可視化につながったということが言えるかと思います。これを改善していくハード面、そしてソフト面の改善のための計画をこの社会的養育推進計画の中にぜひ盛り込んでいただければと思います。児童相談所の改革についてというのはもう一回、第7回で予定されておりますので、そこででも御意見をまたさらにいただくようにしていきたいと思います。

おおむね意見も出たようですので、今日はここまでにしたいと思います。この後、今日いただいた御意見を踏まえて、計画策定に向けて御検討いただければと思います。

それから、先ほどちょっと申し上げましたけれども、この後、もし委員の方でまだ他に御意見等があるような場合に、メール等で御連絡をさせていただくような機会を持ちたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○玉岡育成支援課長 今日が火曜日ですので、例えば来週の火曜日くらいまでに補足等の御意見、御質問等があれば、それまでにお寄せいただければと思います。

○柏女部会長 わかりました。では、1週間くらいで御意見を頂戴できればと思います。

本日の審議は、以上になります。事務局から、今後の予定などをお願いしたいと思いません。

○玉岡育成支援課長 本日は、貴重な御意見ありがとうございます。

これまで5回の部会でいただきました御意見につきましては今、部会長のほうからお話がありましたとおり、来年度の予算要求並びに計画策定に向けて参考にさせていただきたいと思いません。

資料4をご覧ください。次回の部会でございますが、少し間があきますが、10月以降を予定しております。詳細の日程等は現在調整中でございますので、決まり次第御連絡申し上げます。引き続きよろしく願いいたします。以上です。

○柏女部会長 それでは、今日の第5回専門部会、これで終了とさせていただきます。

2時間半にわたる議論、御審議、本当にありがとうございました。

午後8時03分

閉 会